

仕様書

件 名	熊本市立必由館高等学校視聴覚室 DX 関連機器整備業務委託
業 務 目 的	アナログ対応である現在の視聴覚室の機器について、最新のデジタル音響機器、プロジェクター等へと更新を行い、機器の DX 化を行う。当該設備を生徒のプレゼンテーション機材として活用し、探究的な学び、STEAM 教育等の文理横断的な学び、対話・協働的学びを充実させ、デジタル等分野を支える人材育成を図る。
契 約 期 間	契約締結日～令和 7 年（2025 年）11 月 28 日（金）まで
業 務 場 所	熊本市立必由館高等学校視聴覚室（熊本市中央区坪井 4 丁目 1 5 - 1）
業 務 内 容	1. 必要な設備（詳細については、別紙物品一覧のとおり） 映像設備（液晶プロジェクター、デジタルマルチスイッチャー、ブルーレイプレーヤー他、モニター（確認用）、固定金具、ケーブル等接続用部材） 音響設備（デジタルミキサー、ワイヤレス受信機、チューナーユニット、ワイヤレスアンテナワイヤレスマイク（ハンド型、タイピン型）、ワイヤレス充電器、ワイヤレスマイク用充電パック） 2. 配線・接続・設定（詳細については、別紙、機器系統図のとおり） (1) プロジェクターは天吊設置、配線については天井裏を通してデジタルスイッチャーに接続すること。 (2) その他、音響設備についても既設の AV ラック、レクチャー卓、スピーカー等と適切に配線、設置、設定を行い使用可能な状態にすること。 (3) 機器の設置については、基本的に現在配置場所と同様とする。（次ページ写真を参照） 3. 導入後の動作確認および試験運用 (1) 導入されたすべての機器が正常動作することを確認すること。 (2) 機器間の接続・連携が正しく行われていることを確認すること。 (3) 操作性・視認性・音響品質など、実使用に即した性能を確認すること。 4. 既存設備の撤去および適正処分 (1) 電源遮断後、安全確認の上で機器を取り外すこと。 (2) 天井・壁・床に固定された機器は、建物を傷つけないよう慎重に取り外すこと。 (3) 廃棄対象は、法令に基づき適正に処分すること。 (4) 廃棄対象物品は事前に委託者に確認を行うこと。

5. 保証期間

- (1) 通常の使用で不具合が生じた場合、保証期間内（12ヶ月）においては無償で修復等十分な対応を行うこと。
- (2) 機器メーカーが提供する保証期間が1年以上ある場合は、その期間を優先する。
- (3) 保証期間中に発生した不具合・故障については、無償で修理・交換を行うこと。

6. 留意事項

- (1) 設置作業日は委託者と協議の上で決定すること。
- (2) 作業には細心の注意払い安全確保を行うこと。
- (3) 機器搬入、設置等の際には養生を行うこと。建物等への破損・汚損については、受託者の負担にて原状回復を行うこと。
- (4) 受託者（担当者）立会いのもと設置、設定、動作確認を行い、機器操作の説明、メンテナンス方法等の説明を行うこと。
- (5) 包装資材等のゴミ類は受託者が持ち帰ること。
- (6) その他、本仕様で明示されていない事項で疑義が生じた場合は、担当者と協議を行うこと。

2-(3)の設置箇所と設置イメージ

